

那覇市会計年度任用職員の募集について
健康増進課 【保健師等Ⅱ】 高齢者一体的保健指導専門員

令和07年10月06日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募 集 期 間	令和07年10月06日		から	令和07年10月20日		まで	
部 名	健康部		課 名	健康増進課			
グ ル ー プ 名	特定保健指導グループ						
職 の 名 称	【保健師等Ⅱ】 高齢者一体的保健指導専門員					採用予定人数	1 人
形 態 区 分	パートタイム職員			週の勤務時間	30 時間	00 分	
職 務 内 容	(1) 高齢者に対する個別的支援ハイリスクアプローチに関する業務 ア 低栄養防止・生活習慣病重症化予防等に関する相談・指導 イ 重複・頻回受診者、重複投薬者への相談・指導 ウ 健康状態が不明な高齢者の状況把握及び相談・指導 (2)通いの場への積極的な関与等(ポピュレーション アプローチ)に関する業務 ア フレイル予防の普及啓発活動、健康教育、健康相談の実施 イ 後期高齢者質問票等を活用したフレイル状態の把握、保健指導、生活向上機能に向けた支援 ウ 把握した高齢者の状況に応じた健診や医療の受診勧奨及び介護サービスの利用勧奨等の支援 (3)その他所属長が指示する業務 変更の範囲 無 （ ）						
資 格 免 許 等	保健師、管理栄養士、又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師						
勤 務 地	那覇市保健所 那覇市与儀1-3-21						
任 用 期 間	(開始日)		令和07年12月01日		～	(終了日) 令和08年03月31日	
	翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無					有	
	* 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。						
更 新 の 上 限	【有】 ※ただし、公募によらない再度の任用 4 回 / 最長 4 会計年度						
勤 務 日 数	週		5 日				
勤 務 時 間	09時00分		～	16時00分		* シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。	
休 憩 時 間	12時00分		～	13時00分			
時 間 外 勤 務	無		(月平均 時間)				
週 休 日 (休 日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日						
休 暇 等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)						

那覇市会計年度任用職員の募集について
健康増進課 【保健師等Ⅱ】 高齢者一体的保健指導専門員

給与等	基本報酬		月額	222,193 円程度	(月末締め翌月20日支給)	
			* 職歴等により加算される場合があります。			
	通勤手当		常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)			
			* 勤務地までの通勤距離が 2 km未満の場合は支給されません。			
	期末手当		有	* 任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象		
	勤勉手当		有	* 任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象		
	退職手当		無			
	その他手当		無			
	勤務時間	勤務時間外(1 日 7 時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)				0%
	外、休日等の割増	勤務時間外(1 日 7 時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)				25%
賃金率	勤務時間外(1 日 7 時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)				50%	
社会保険等	健康保険	有	* 加入には一定の条件があります。			
	厚生年金	有	* 加入には一定の条件があります。			
	雇用保険	有	* 加入には一定の条件があります。			
選考方法	書類及び面接による選考 ※応募の状況等により書類選考のみで不採用の決定を行う場合があります。					
勤務時間に関する特記事項	対象者に応じて、土日祝日の勤務が生じる場合があります。					
備考	・ 条件付採用期間あり：任用後一か月間（1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・ 屋内の受動喫煙対策あり：禁煙					
	※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。					

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 健康部 健康増進課 特定保健指導グループ			
担 当	嶺井・宮城		
TEL	098-853-7961	FAX	098-853-7965